

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第5号 平成27年6月



自治基本条例って何だろう？

松下教授より自治基本条例の話を聞き、改めてみんなで考えました

松下教授がアドバイザーとして参加

第5回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を、5月22日（金）夜7時から市役所501～503会議室で行いました。

今回は、自治体職員としての経験も豊富で、全国の多くの自治基本条例づくりや市民共働のまちづくりに関わられた相模女子大学教授の松下啓一氏にアドバイザーとして参加いただきました。

会の前半は、松下教授から、自治基本条例とはどういうもので、どのようにつくりていけばよい条例ができるのかということについて話を聞きました。その後、委員から様々な質問を行いました。

松下教授の話

●なんのために自治基本条例をつくるのか？

- ・自治基本条例は、困っている課題の解決や、次世代が暮らしやすいまちづくりのためのもの。まちが具体的に良くなっていく糸口になるようつくる必要がある。
 - ・まちを変えていく、具体的によくなっていく、その理念や進むべき未来が書かれているものと考えている。
 - ・これから人口減少で税収が減り、どんどん大変になっていく。今から備えが必要。
- （松下教授の話の続きと質疑応答の概要は2ページを参照）。

現在の到達点と今後の方針を確認

後半は、これまでの話し合いの成果としての「はじめの一歩案」（古賀市の自治・まちづくりをよりよく進めていくためのキーワード集）の内容と今後の進め方について確認しました。

その上で、策定委員会活動の次のステップとして「市民対話集会」を実施する方針を確認しました。「市民対話集会」は、策定委員が会議室を飛び出して地域へ出て行き、市民との対話を通じて、条例素案の内容をより充実させるための取り組みです。同時に、市民に自治基本条例をPRできる活動として期待しています。

部会の委員を選出

より具体的な案の検討にあたっては、30人の委員や多くの市民等から出された多様な意見の集約が大事なポイントとなります。そこで、その役割を担う部会のメンバーを9人選出しました。今後さらに効率的・効果的に条例素案の検討を進めていける体制となりました。



アドバイザーの松下教授と策定委員の質疑応答

松下教授の話「自治基本条例について～その意義とつくり方～」

（1ページ左段から続く）

●自治基本条例はいつ頃からどんなふうにつくられてきたのか？

- ・アメリカの地方自治のしくみを、日本の参考にしようとしたのが始まり。

日本初は北海道ニセコ町(2001年施行)で、役所の仕事ぶりを中心に定めた。役所のチェックという意味合いが強い。しかし、市民と一緒に条例をつくると、自治会活動や市民活動をどうする？という議論が多くなり、役所や議会のがんばりと同時に、まちの担い手としての市民のがんばりを後押しする条例の方がよいと考えるようになった。



- ・地方自治法は400条以上もあるのに、住民に関することはほとんどない。自治基本条例に古賀市の皆さんが思う大事なことを書いていくことが大切である。

●皆さんに考えてもらいたいポイント

- ・まちのことを自分のこととして考え、行動する主体としての住民とは？
- ・古賀市に住んでいる人（住民）だけで、まちは成り立っているのか？
- ・役所の情報提供だけでなく、市民同士でも情報を共有し、活用していくには？
- ・どんな参加のしくみがあれば、より市民意見が取り入れられ前へ進んでいくか？
- ・行政も市民もまちのつくり手。一緒になくてもみんなのためにやれば共働なのでは？
- ・住民投票は本当にいい制度なのだろうか？

●まとめ：自治基本条例づくりとは、自治の文化の壮大な組み立て直しの取り組みである

- ・役所任せを改め、自分達ができるることは自分達でやる、みんなの知恵や知識や経験を出し合う自治の文化をつくっていくことで、次世代にバトンタッチできるまちにする。のために、多くの市民と対話し、意見を条例に活かしたり、まちづくりの当事者を増やしていく。

おしえて松下教授～質疑応答～

問：策定委員の質問、答：松下教授の回答

問：これまで校区コミュニティや自治会などで自分達のまちを自分達で良くする活動をずっとやってきた。それでもなぜ自治基本条例が必要なのか？

答：先々まで継続できるようにするために、情報共有や参加しやすいしくみなど、明確にする必要があると思う。

問：今回は自治について考える良い機会と思う。古賀は総論的には住みよいが、各地域で各論的な課題があると思う。

答：自治基本条例は、各論的課題をそのまま解決するものではなく、根っこにある共通のものから動かし、間接的に役立つもの。

問：この委員会の議論が活きれば、必ずしも条例という形に残らなくても良いのでは？

答：意味ある形でないといけないが、形にしてることで確認し残していく方が良いと思う。次世代や先々まで続けていくためにも。

問：松下教授の資料に「住民」vs「市民」とあるが？住民と市民は対立するものなのか？

答：「vs」は対立を意味するのではなく、対比したもの。住んでいる人だけでまちがやっているのか？通勤者や在学者等は考えなくていいのか？という意味。

問：市民が主語の条例と聞き、先が見えた気がした。多様な主体の関係をきちんと見たい。

答：行政や議会も主語として考える必要はある。監視でなく励ますという視点で。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のボタンを押していただくか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。



○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係
・電話：092-942-1165 Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp